

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。
(環境政策局の所掌事務)

第6条 環境政策局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (2) 環境の保全に関すること。
- (3) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (4) 生活環境の清潔の保持に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 1を次のように改める。

1 総合企画局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市市民憲章推進協議会	京都市市民憲章を推進するための目標に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2年
京都市国際交流・多文化共生審議会	本市の国際的な事業（国際交流、国際協力、多文化共生等）の展開に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	10人以内	2年

京都市総合計画審議会	本市の総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するために市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画をいう。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2年
------------	--	-------	----

別表第1中3を削り、4を3とし、5を4とし、その次に次のように加える。

5 環境政策局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市市民協働発電制度運営主体選定委員会	京都市市民協働発電制度に係る運営主体の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

提案理由

市政の一層の推進を図るため、組織を改正する必要があるので提案する。